

Cosmo Sport Owner's Club 会 則

（目的）

第1条 本会は Cosmo Sport Owner's Club と称しコスモスポーツを所有する者および所有しようとする者で構成し、以下を目的とする。

- (1) 会員のコスモスポーツの維持管理に努める。
- (2) コスモスポーツの文化財価値の維持管理に努める。
- (3) 健全なモーターライフの発展に寄与し、コスモスポーツを通じて会員相互の親睦を深めるとともに、ドライバーの資質の向上を図る。

（行事）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる行事を行なう。

- (1) 全員参加による総会（毎会計年度に1回以上実施する）。
- (2) ファミリードライブ及び親睦会（各支部毎に実施する）。
- (3) 機関紙の発行（毎会計年度に1回以上の発行に努める）。
- (4) 執行部会議（会の運営上必要と認められた時に随時開催する）。

（総会）

第3条 前条に規定する総会は、以下とする。

- (1) 第4条に規定する各支部の持ち回りにより開催する。
- (2) 第6条2項に規定する会計年度内に行い、原則として毎年7月から10月末までに開催する。
- (3) 総会における会計報告は、会計年度の期間に係らず総会開催月の前月にて閉めたうえで報告する場合がある。
- (4) 会計報告等の重要事項の審議と決定を行い、全会員の1/2以上の賛成を必要とする。ただし委任状により委任した会員も人数に含むこととする。
- (5) 執行部の選出及び会則の改定は総会の場において実施し、全会員の1/2以上の賛成を必要とする。ただし委任状により委任した会員も人数に含むこととする。

(組織)

第4条 本会を組織するため、本部及び支部を設け執行部を選出する。又必要に応じて執行部会議を開催する。

(1)本部(会長宅に設置する)

(2)支部(次の10支部を設け支部長宅に設置する。)

- ①北海道支部 ②東北支部 ③北信越支部 ④群馬支部 ⑤関東支部 ⑥東海支部
⑦京阪神支部 ⑧中国支部 ⑨四国支部 ⑩九州支部 ⑪海外支部

(3)執行部(職名、人数及び職務は以下の通りとする)

職名	人数	職務内容
会長	1	会を統括する。
副会長	2	会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
支部長	11	各支部に1名とし支部を統括する。
事務局	3	会員との連絡、総会等会の運営上の事務処理、機関誌の発行等を行なう。
会計	1	会の金銭出納を行なう。
監事	2	会の会計処理の検査を行なう。
パーツプロジェクト	1	会員へのパーツ供給の取りまとめを行なう。
相談役	1	役員との相談助言を行なう。
広報	1	会の広報活動を行なう。

任期はいずれも2年とし、総会で選出する(ただし再任は妨げない)

会長の任期にあつては3期、最長6年とする。

(会員及び加入資格)

第5条 本会の加入者を会員と呼びコスモスポーツ愛好者であつて本会の趣旨に賛同する以下の者を会員とする。

(1)コスモスポーツ(年式は問わない)を所有し正規の入会手続きを経た者。

(2) 会員の推薦を受け支部長が入会を認めた者。

(コスモスポーツを愛し将来所有しようする者を含む)

(会計処理)

第6条 本会はクラブ費を以って運営し以下の通り会計を行なう。

(1) 本会の会計年度は毎年10月1日から翌年9月末日とする。

(2) 毎会計年度終了後に決算を行い監事の監査を受けることとする。

(3) 監査の結果は翌会計年度中に開催される総会で会員に報告し、全会員の1/2以上の承認を得る事とする。

(4) 決算の結果余剰金が生じた場合は翌会計年度に繰り越す事とする。

(入会並びに会費)

第7条 入会手続き及び会費の納入については次の通りとする。

(1) 入会希望者は入会金及び初年度会費を添えて事務局に入会を申し込む事とする。

ただし4月1日以降に入会を申し込んだ者については初年度の会費を1/2を減免する。

(2) 既会員は事務局から新年度の会費徴収の連絡を受けた場合速やかに事務局指定の金融口座に送金する事とする。(次年度を前払いとして9月30日を期限とする)

(3) 入会金及び会費は原則として一括納入とするが、事務局が特に認めた場合は分割納入も可能とする。ただし一旦納入した入会金及び会費は返還しない。

(4) 入会金及び会費は次の通りとする。

①入会金 10000円(再入会時も徴収する) ②年会費 8000円(1会計年度)

(5) 新規会員から徴収した入会金及び初年度会費と会員から徴収した会費をクラブ費とし、機関誌発行・配布並びにクラブ全体の運営資金に充てる。

(本部・支部の運営費は本部または支部に一任する。)

(6) 徴収した年度クラブ費のうち、一定の割合をもって各支部に割り当て、支部運営費とする。支部運営費の割合は総会にて決定する。

(7) 支部運営費の使用用途については、各支部毎で決定する。

(8) 執行部活動及び会の運営に必要な経費のうち、執行部会議で特に認められたものについては、クラブ費を充てることも可能とする。このとき保有するクラブ費が充分でない場合は会員から臨時にクラブ費を徴収する事が出来ることとする。

(9) その他クラブへの寄付金、クラブ費運用口座への利子等クラブに収入が生じた場合、これもクラブ費に充てる事とする。

(退会及び除名)

第8条 会員が次の行為に該当する場合は退会又は除名とする。

- (1) 会員が定められた期日(9月30日)までに会費を納入せず、督促にも応じない場合。
- (2) 本会の決議に違反し又は車両の違法改造等により本会の名誉或いは信用を失わせる行為があった場合。

(慶弔規定)

第9条 本会会員に次の事項があった場合には、本規定により取り扱うものとする。

- (1) 会員本人が死亡の場合に限り、花輪または柩（しきび）をクラブ名でお供えする。
- (2) 1万円程度を目安とする
- (3) 連絡が遅れ間に合わなかった場合は、役員・支部長で事後処置を相談し決定する。

経過措置

- (1) 平成21年10月10日に本会則を改定したが、役員改選時期と会計年度にずれがあるため、役員の改選時期である秋期を起点とした会計年度に変更して、問題が発生しないように会則を平成23年9月17日に再改定した。
- (2) 平成23年9月17日の会則改訂前に旧平成23年度の会費を振り込んだ者については、平成24年9月30日までの期間に対する会費を振り込んだものとみなし、翌平成24年度の会計年度開始時点から本会則どおりの会費を徴収するものとする。
- (3) 平成23年9月17日以降に新規入会する者については、当初から改訂した本会則に基づき会費の徴収を行うものとする。

クラブ費振込み口座

銀行名	みずほ銀行
支店名	豊洲支店
口座種類	普通
口座名	コスモスポーツオーナーズクラブ 一般用
口座番号	1094212